

高石市耐震改修促進計画

平成20年3月

高石市

目 次

第 1 章 計画の概要

【 1 】 計画策定の趣旨.....	1
【 2 】 計画の位置づけ.....	2
【 3 】 計画期間.....	2

第 2 章 耐震化の実施に関する目標

【 1 】 地震による被害想定.....	3
1 . 東南海・南海地震.....	3
2 . 直下型地震.....	3
【 2 】 耐震化の現状.....	5
1 . 住宅の耐震化の現状.....	5
2 . 特定建築物の耐震化の現状.....	9
3 . 市有建築物の耐震化の現状.....	12
【 3 】 耐震化の目標設定.....	13
1 . 住宅の耐震化の目標設定.....	13
2 . 特定建築物（民間）の耐震化の目標設定.....	14
3 . 市有建築物の耐震化の目標設定.....	15

第 3 章 耐震化を推進するための施策に関する事項

【 1 】 施策の取り組み方針.....	17
1 . 耐震化を推進する課題.....	17
2 . 施策の基本的な考え方.....	18
3 . 役割分担.....	19
【 2 】 耐震化を促進する支援策の概要.....	19
1 . 現在の耐震診断補助の概要.....	19
2 . 新たな支援制度の概要.....	19
【 3 】 耐震改修しやすい環境整備.....	20
1 . 相談しやすい窓口の整備.....	20
2 . 安心して耐震改修できる仕組みづくり.....	20
3 . 信頼できる経済的な耐震改修工法・手法の普及.....	20
【 4 】 安心安全なまちづくりと耐震化への施策.....	23
1 . 高石市の地域特性とまちづくり.....	23
2 . 市民アンケートにみる安心安全なまちづくり.....	23
3 . 耐震化を推進するためのまちづくり.....	23

第4章 啓発及び知識の普及に関する事項

【1】ハザードマップの作成・公表.....	24
【2】避難地・避難路周辺における取り組み.....	24
1．避難路の指定.....	24
2．特に重要な緊急輸送道路の指定.....	24
3．避難路等・広域避難地周辺の不燃化の促進.....	24
【3】相談体制の整備・情報提供の充実.....	24
【4】パンフレット等の活用.....	24
【5】リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	25
【6】防災教育の普及促進.....	25
【7】地元組織との連携.....	25

第5章 その他、耐震化の促進に必要な事項

【1】所管行政庁との連携に関する事項.....	26
1．耐震改修促進法による指導など.....	26
2．建築基準法による勧告または命令など.....	26
【2】関係団体との連携.....	27
【3】2次構造部材の安全性の向上.....	27
【4】居住空間の安全性の確保.....	27

第1章 計画の概要

【1】計画策定の趣旨

平成7年の阪神・淡路大震災では、約26万棟の家屋が全半壊し、6,434人の尊い命が犠牲となりました。地震による直接的な死者数は5,502人、このうち、住宅・建築物の倒壊等による被害者は約9割の4,831人であったことから、地震による人的被害を減少させるためには、住宅等の耐震化を促進することが不可欠であることがわかります。

近年では、平成16年10月に新潟県中越地震(M6.8)や平成17年3月に福岡県西方沖地震(M7.0)が発生し、直近においては、平成19年3月に石川県能登半島地震(M6.9)や平成19年7月に新潟県中越沖地震(M6.8)が発生するなど、今後、いつ、どこで地震が発生してもおかしくない状況にあります。こういった状況の中で特に東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震発生切迫性が高いと言われていています。

このうち、今後30年以内に発生する確率が50～70%とされている東南海・南海地震については、中央防災会議(内閣府設置)で決定された「地震防災戦略」の中で、地震発生時の予測死者数等を半減させることを目標に掲げています。これは、人的被害等を減少させることによって、甚大な地震被害があったとしても早期に復旧・復興ができるということを目的としています。

また、住宅・建築物の地震防災推進会議では、住宅及び特定建築物(一定規模以上で多数の利用者がいる建築物、学校、病院や百貨店など)の耐震化率を90%にまで高めようという提案がされています。

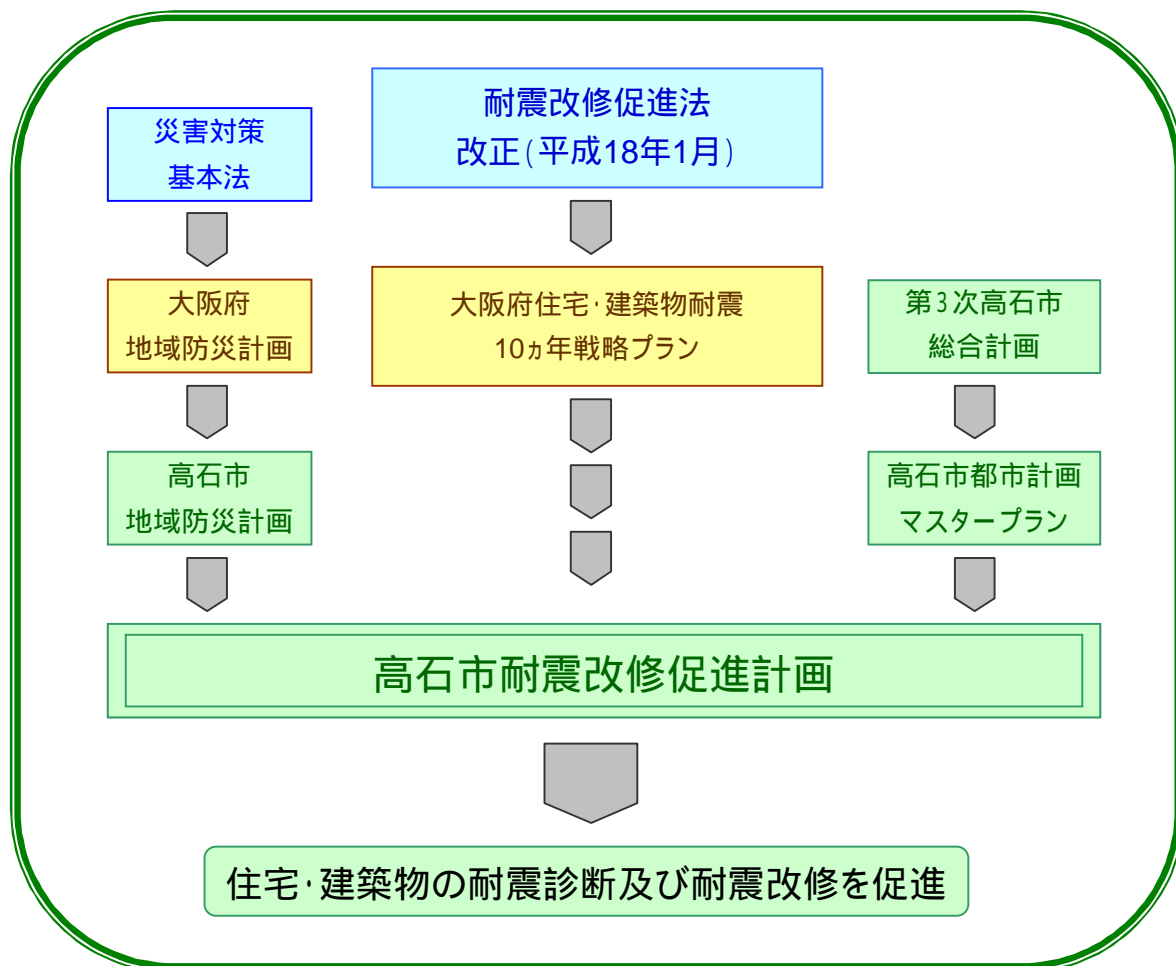
このような状況において、平成18年1月26日には「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成17年法律第120号 以下「耐震改修促進法」という。)が関係政省令及び国土交通大臣が定める基本方針とともに施行されました。この基本方針において、耐震診断・改修の促進に関する基本的な事項、住宅及び特定建築物の耐震化等の目標、都道府県が策定する耐震改修促進計画の内容等を定めています。これに伴い、大阪府では「大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン」が策定されました。このプランでは、平成27年度を計画の期限とし、府内の耐震化の状況を把握のうえで目標を設定し、目標を達成するために大阪府が果たす役割と具体的な施策について定めています。また、市町村は耐震化の実態を把握するとともに、耐震化率の向上を目指し、建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進するため、より具体的な「市町村耐震改修促進計画」を速やかに策定すべきであるとされています。

これらを受けて、本市においては平成27年度を目標に、民間建築物の耐震化の向上を図るため耐震化を促進する支援策を検討します。また、避難所に指定した小中学校などの建築物の耐震化を計画的に進め、震災に強いまちづくりを目指してまいります。

【 2 】 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法及び国の基本方針に基づいて策定された「大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン」を踏まえて策定します。

また、本市のまちづくりの指針である「第3次高石市総合計画」に基づくとともに、「高石市地域防災計画」「高石市都市計画マスタープラン」等を踏まえ策定します。



【 3 】 計画期間

本計画の計画期間は、平成19年度から平成27年度までとします。

第2章 耐震化の実施に関する目標

【1】地震による被害想定

本市においては、「大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」（平成19年3月）で想定された地震被害予測により、今後30年以内で50～70%の確率で発生すると言われていた東南海・南海地震があります。また直下型地震としては、発生する確率が2～3%と低い上町断層帯地震や、同様に発生する確率が0～5%と予測されている中央構造線断層帯地震があります。これらの地震について、その被害規模を把握します。

1．東南海・南海地震

東南海・南海地震は今後30年以内で50～70%の確率で発生、規模はマグニチュード7.9～8.6、広範囲で震度5強を超えると予測されており、本市における建築物及び人的被害は以下のとおり想定されています。

（1）建築物被害想定

東南海・南海地震	全壊（棟）			半壊（棟）		
	木造	非木造	計	木造	非木造	計
	151	7	158	318	41	359

（2）建物被害による人的被害想定

東南海・南海地震	死者（人）			負傷者（人）		
	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻
	0	0	0	137	94	97

2．直下型地震

上町断層帯地震については、規模はマグニチュード7.5～7.8で、特に大阪府中南部で強い揺れが想定される上町断層帯地震Bでは、本市全域で震度6強を超えると予測されています。中央構造線断層帯地震の場合の規模はマグニチュード8.0程度で、本市全域で震度5強を超えると予測されています。近年の地震被害において震度6強の揺れに対して、建物倒壊（全壊及び半壊）の被害が見られることから、特にこの2つの地震被害について以下に参考値を示します。

（1）建築物被害想定

建築物被害	全壊（棟）			半壊（棟）		
	木造	非木造	計	木造	非木造	計
上町断層帯B	6,422	392	6,814	3,458	578	4,036
中央構造線断層帯	49	3	52	113	17	130

（2）建物被害による人的被害想定

人的被害	死者（人）			負傷者（人）		
	早朝	昼間	夕刻	早朝	昼間	夕刻
上町断層帯B	280	164	181	661	443	462
中央構造線断層帯	0	0	0	50	31	33

【 2 】耐震化の現状

建築物などの構造物が地震の力に対して安全であるように設計する（耐震設計）ための基準が「耐震基準」です。現行の耐震基準は「新耐震基準」と呼ばれ、主に1978年（昭和53年）の宮城県沖地震後の抜本の見直しを受けて、1981年（昭和56年6月）に大改正され、旧来の基準に比べ耐震性が向上しています。

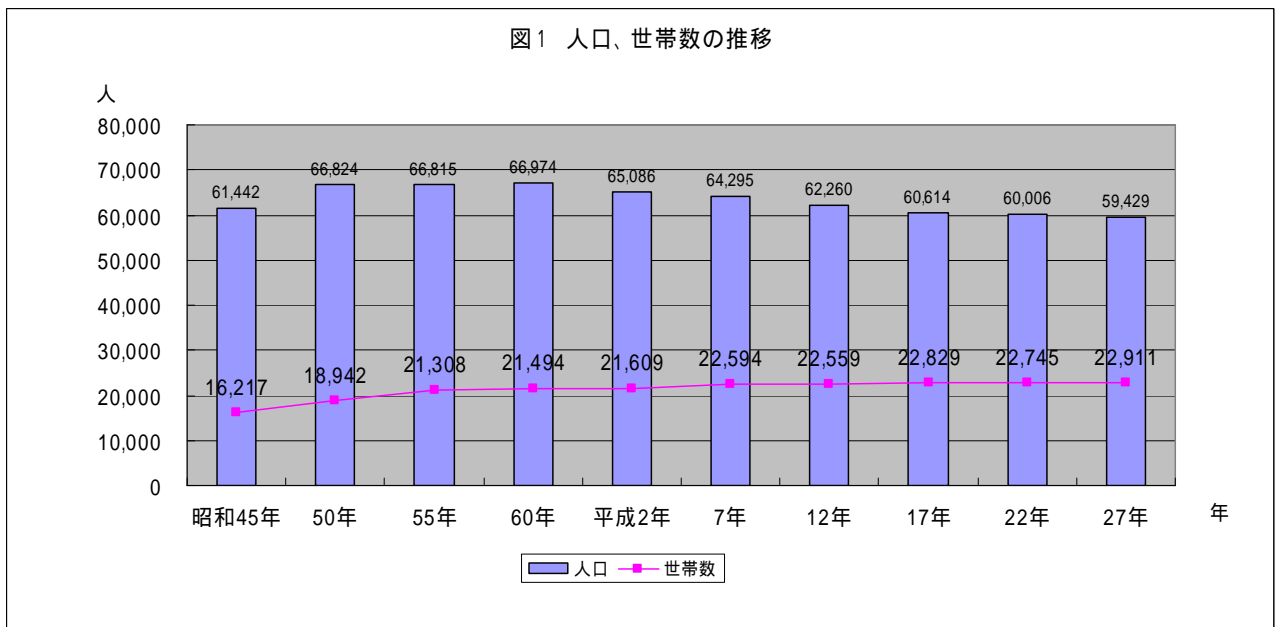
この「新耐震基準」による建築物は、阪神・淡路大震災でも被害が少なかったとされており、地震に対する一定の強さが確保できていると考えられています。

これにより、昭和56年5月以前を「旧耐震基準による建築物」、昭和56年6月以降を「新耐震基準による建築物」ということができます。本計画では、「昭和56年以前を旧耐震基準」、「昭和57年以降を新耐震基準」とし、旧耐震基準で建築された建築物を対象として耐震化を進めていきます。

1．住宅の耐震化の現状

（1）住宅を取り巻く環境

本市の人口は、昭和60年の国勢調査で66,974人をピークに微減傾向にあります。平成17年の人口は、60,614人です。しかし、世帯数については、昭和55年で2万世帯を超えてから、微増傾向になっています。平成17年では22,829世帯で、今後もこの傾向は続くと見られます。



平成17年迄：国勢調査に基づく
平成22年以降は「国立社会保障・人口問題研究所 将来人口推計値」をもとに本市で推計

（2）住宅の耐震化の状況

高度経済成長期に伴う急速な市街化により、耐震化を図るべき昭和56年の新耐震化基準以前に建築された住宅数（全国）の約1割弱は大阪府にあります。よって、耐震化を進める早急な取り組みが求められています。特に、木造戸建て住宅は、耐震化率が低く総合的な対策が必要です。

耐震化の現状

平成 19(2007)年推計では、住宅総数は 22,446 戸であり、うち耐震性を満たす住宅は、15,773 戸、耐震性が不十分な住宅は 6,673 戸となっています。耐震化率は約 70%で大阪府全体の推計値 73%、全国平均 75%より若干低い数値となっています。

建て方別による違い

建て方別による耐震性が不十分な割合は、木造戸建て住宅で 37%、共同住宅等で 22%と、木造戸建て住宅の割合が高い傾向にあります。

表1 住宅の耐震化の現状(平成19年推計)

	住宅	建て方別内訳	
		木造戸建て住宅	共同住宅等
住宅総数	22,446 戸	11,671 戸	10,775 戸
耐震性を満たす住宅	15,773 戸 70%	7,368 戸 63%	8,405 戸 78%
耐震性が不十分な住宅	6,673 戸 30%	4,303 戸 37%	2,370 戸 22%

(住宅・土地統計調査などによる推計)

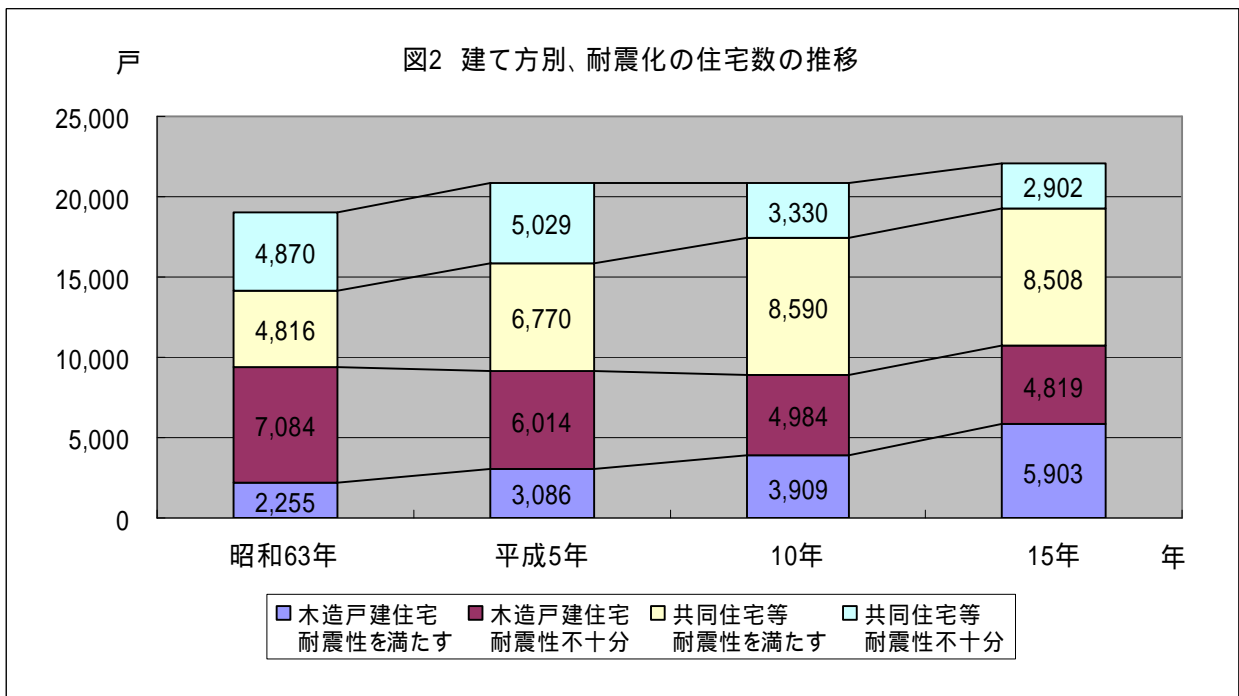
経年変化(昭和63年 平成15年)

一方、昭和 63 年から平成 15 年までの経年変化を見ますと、木造戸建て住宅及び共同住宅等いずれも耐震性が不十分な住宅は減少傾向にあります。

しかし、木造戸建て住宅は、共同住宅等に比べ、減少傾向はやや鈍い状況にあると言えます。

木造戸建て住宅：7,084 戸 4,819 戸(31.9%減)

共同住宅等：4,870 戸 2,902 戸(40.4%減)



耐震改修の実績

耐震改修の実績は平成 11 年から 15 年の 5 年間で木造戸建て住宅 722 戸に対し実施されました。

耐震改修の実績について、「平成 15 年住宅・土地統計調査」では、本市のみの年代別、建物構造別の耐震改修実績についての取りまとめがされていません。表 2 は大阪府の耐震改修実績

の割合を利用して按分した結果です。

この結果、本市の昭和 55 年以前の建築物について、木造においては、年間 56 戸^{(*)1}は耐震改修が実施されていると推計できます。また共同住宅等については、10 戸^{(*)2}程度実施されていると推計できます。

平成 15 年以降の住宅の耐震化の推計については、この耐震改修実績を考慮して算定を行います。

表2 住宅の耐震改修の実績(平成11～15年)

単位:戸

	総数 (戸)	内訳(複数回答)				
		壁の新設・補強	筋交いの設置	基礎の補強	金具による補強	その他
持家総数	722	230	62	258	257	100
昭和 55年以前	335	115	16	67	114	49
昭和 56年以降	387	115	46	191	143	51
うち木造戸数	572	204	38	147	247	93
昭和 55年以前	283	105	1	44	111	50
昭和 56年以降	289	99	37	103	136	43

(平成15年 住宅・土地統計調査)

「住宅・土地統計調査」では調査項目の分類上、昭和 55 年以前と昭和 56 年以降別でのデータとなっているため、住宅の耐震化の現状数値については、昭和 56 年以降を新耐震基準とみなし、耐震性を満たす住宅として算定しています。

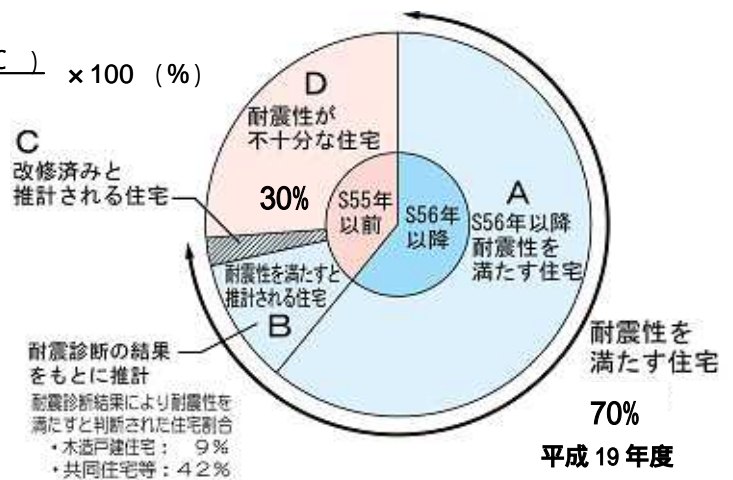
*1 計算式：283(木造戸数における昭和 55 年以前数) ÷ 5(年間) = 56.6 より 56 戸(1 年当たり)

*2 計算式：[335(持家総数における昭和 55 年以前数) - 283] ÷ 5(年間) = 10.4 より 10 戸(1 年当たり)

参考：耐震化率の推計方法

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{耐震性を満たす住宅数}(A + B + C)}{\text{住宅総数}} \times 100 (\%)$$

- A：昭和 56 年以降の住宅数
- B：昭和 55 年以前の住宅のうち、耐震性を満たすと推計される住宅数
- C：昭和 55 年以前の住宅のうち、改修済みと推計される住宅数



- ・ Bの住宅数について：大阪府では、住宅の耐震診断を実施したところ、昭和 55 年以前の建築物においても、木造戸建住宅についてはその 9%が、共同住宅等についてはその 42%が、耐震性を満たしているという調査結果を得ています。よって、本市においても、昭和 55 年以前の住宅について上記割合は耐震性を満たす住宅としています。
- ・ Cの住宅数については木造戸建て住宅数は 56 件 / 年、共同住宅数は 10 件 / 年と推計しています。

「大阪府住宅・建築物耐震 10 年戦略プラン」より

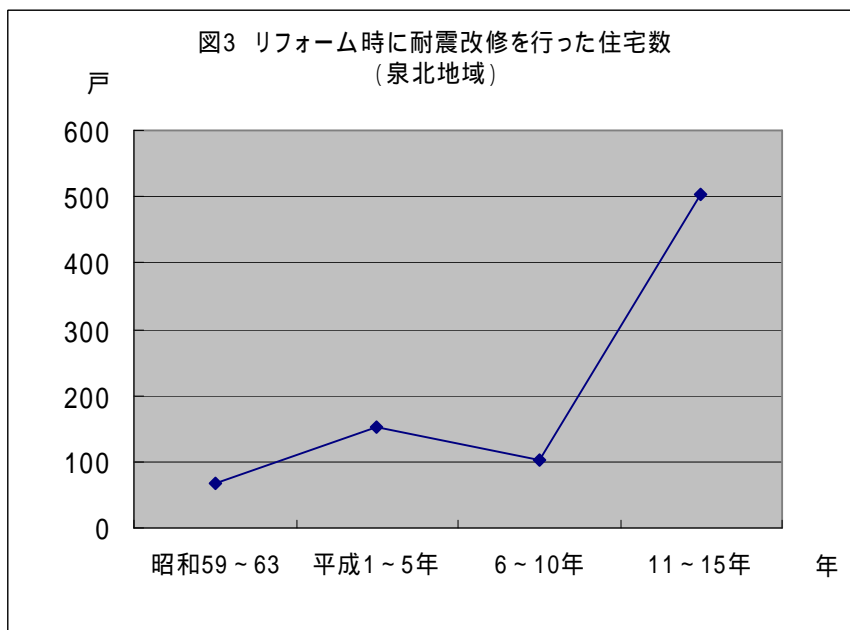
(3) リフォームの現状

住宅リフォームについては、「平成15年住宅需要実態調査」のデータを参考としますが、集計については、本市のみのデータがなく、泉北地域（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）の状況でその傾向を考えることとします。住宅リフォームは大阪府全体では年間約66,000戸程度行われています。泉北地域では年間8,438戸程度です。住宅リフォームにおいて基礎・構造の補強を行ったいわゆる耐震改修を行った住宅は、年間で大阪府全体では2,400戸、泉北地域で115戸（図4より 574÷5）であり、うち戸建・長屋住宅は大阪府全体で87%程度と推計されますので、泉北地域においても同様と考えると約100戸（115×0.87）と推計されます。

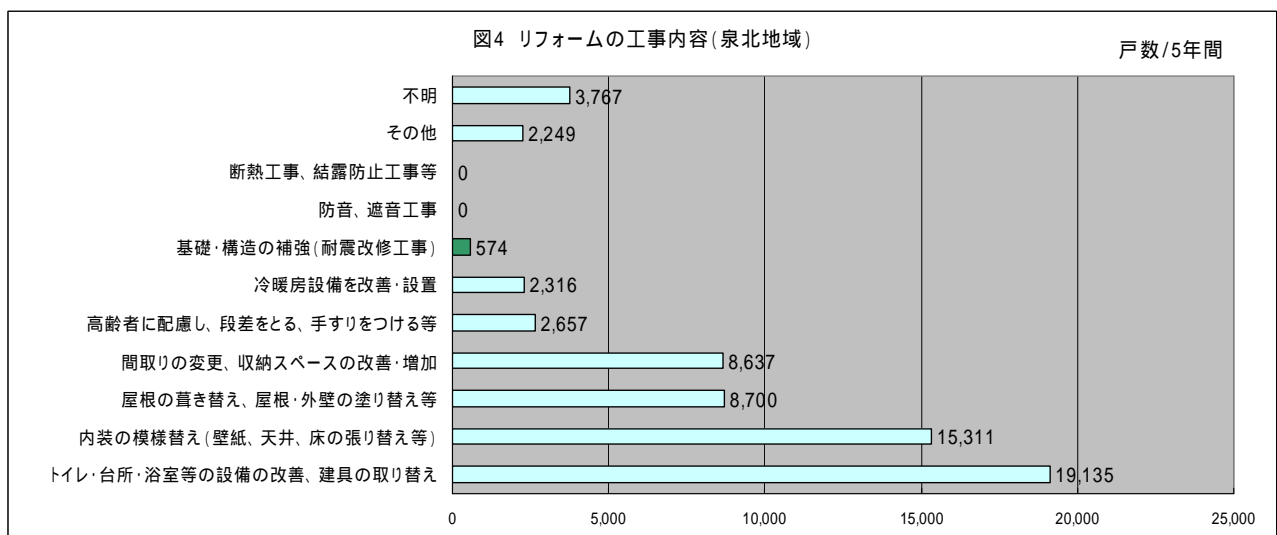
リフォームにあわせた耐震改修は、近年増加傾向にあり、リフォームにあわせた耐震改修を誘導することにより、住宅の効率的な耐震化を促進し、良好な住宅ストックを蓄積していくことにつながります。

戸建・長屋住宅数：約100戸/年 リフォーム全体の約5.9%（100×5÷8,438）

耐震改修を行った住宅数：約115戸/年 リフォーム全体の約6.8%（115×5÷8,438）



耐震改修は、基礎・構造の補強を行ったものとし、（建築時期が昭和55年以前のものを出し）住宅需要実態調査の調査結果を5年で除して、年平均戸数を算出しています。ただし、昭和63年から平成10年の調査においては、泉北地域での集計がないため、大阪府全体の集計結果の割合を反映させています。また平成11年から15年では建築時期別集計がないため、昭和55年以前の住宅の占める割合を算出して、按分しています。



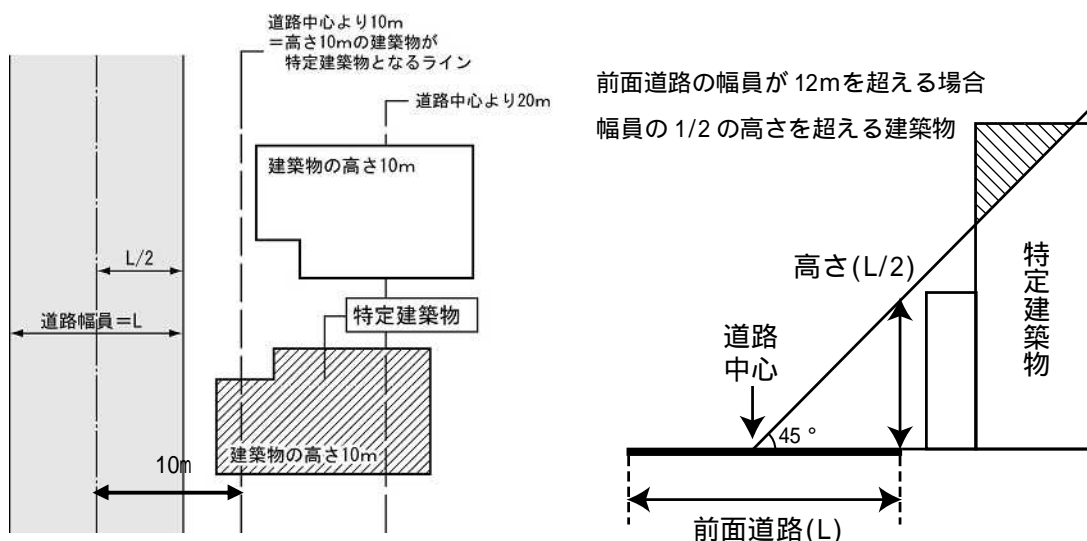
2. 特定建築物の耐震化の現状

(1) 特定建築物

耐震改修促進法における特定建築物とは、下記 から が該当します。

<p>不特定多数の者が利用する建築物 (法第6条第1号)</p>	<p>学校、体育館、病院、集会場、展示場、事務所、老人ホームその他多数の者が利用し、政令で定める一定規模以上の建築物が対象です。</p>
<p>危険物の貯蔵庫又は処理場 (法第6条第2号)</p>	<p>火薬類や消防法に規定する危険物、可燃性ガスなどの危険物を政令で定める一定の数量以上貯蔵又は処理する建築物が対象です。</p>
<p>地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物 (法第6条第3号)</p>	<p>地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路（『大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン』では『大阪府地域防災計画』に「広域緊急交通路」として位置付けされたもの）に接するものが対象です。</p> <p>本市ではこの道路の他、本市地域防災計画において地域緊急交通路に指定している道路を対象とします。</p>

図5 地震発生時に通行を確保すべき道路に面する建築物



(2) 特定建築物(民間)の現状

平成 19 年現在、本市における耐震改修促進法第 6 条第 1 号に該当する民間の建築物は 196 棟です。内訳としては、昭和 57 年以降建築のものが、105 棟 (54%)、昭和 56 年以前建築のものが 91 棟 (46%) となっており、うち耐震改修促進法 7 条第 2 項(P.26 参照)に基づく指示対象の建築物は、7 棟 (4%) です。またこの中には第 6 条 3 号と重複するものが 5 棟あります。

表3 特定建築物(民間)の現状

(単位:棟)

法	用途	特定建築物計	昭和56年以前建築		昭和57年以降建築
			うち7条2項対象		
法第6条第1号	幼稚園、保育所	1	0	0	1
	小学校、中学校	1	0	0	1
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム等	2	0	0	2
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	1	0	0	1
	上記以外の学校	6	5	-	1
	ポーリング場、スケート場、水泳場等	0	0	0	0
	病院、診療所	12	7	6	5
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0
	集会場、公会堂	0	0	0	0
	展示場	0	0	0	0
	卸売市場	0	0	-	0
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	4	4	1	0
	ホテル、旅館	2	0	0	2
	共同住宅(賃貸+分譲)	132	59	-	73
	事務所	13	6	-	7
	博物館、美術館、図書館	0	0	0	0
	遊技場	3	3	0	0
	公衆浴場	0	0	0	0
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール他	0	0	0	0
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他サービス業を営む店舗	0	0	0	0
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)、倉庫	19	7	-	12
	車両の停車場、又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物等	0	0	0	0
	自動車庫、その他の自動車、自転車の停留又は駐車施設	0	0	0	0
保健所、税務署、その他公益施設	0	0	0	0	
体育館	0	0	0	0	
小計		196 (100%)	91 (46%)	7 (4%)	105 (54%)
法第6条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	38	38	10	0
法第6条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	315 (100%)	47 (15%)	- (-)	268 (85%)
合計		549 (100%)	176 (32%)	17 (3%)	373 (68%)

(3) 特定建築物(民間)の耐震化の現状

昭和 57 年以降の建築物は、耐震性を満たす建築物とし、昭和 56 年以前の建築物は、今後耐震診断を行うことにより耐震性を判断すべきですが、昭和 56 年以前の建築物であっても耐震性を満たす建築物と判断される場合もあります。

「大阪府の特定建築物等耐震診断・改修進行管理業務(平成 16 年度)」におけるアンケート調査によりますと、昭和 56 年以前の建物でも耐震補強を行った実績から、その用途別に耐震性を満たす建築物の割合は表 4 のようになります。この結果を用いて、本市においても、民間特定建築物の耐震性を推計した結果が表 5 となります。これによりますと、ア・応急対策上地域の拠点となる建

物の耐震性を満たす割合が68%、イ.不特定多数の者が利用する建築物の耐震性を満たす割合が56%とやや低く、エ.共同住宅等は70%以上、ウ.一般建築物等はすでに80%以上の耐震性を満たしていることから、本市においては、ア及びイ.の建築物の耐震化を進める必要があります。

表4 昭和56年以前の特定建築物における耐震性の有無の算定根拠
特定建築物の耐震診断結果による耐震性を満たす割合(昭和56年以前)

用途	調査対象	耐震診断実施数	要改修判定数	耐震改修実施済数	耐震性を満たす割合[a] = (- +) /
学校	540	127	100	19	36.22%
病院、診療所	418	68	33	8	63.24%
百貨店、マーケット、物販店	477	67	35	4	53.73%
ホテル、旅館	411	24	8	4	83.33%
共同住宅(賃貸+分譲)、寄宿舍	0	0	0	0	42.00%
事務所	2,122	439	252	75	59.68%
老人ホーム等	86	13	12	1	15.38%
工場	1,028	140	62	29	76.43%
その他	1,525	253	132	38	62.85%
総数(昭和56年以前)	13,075	1,574	798	232	64.04%

大阪府アンケート報告書 平成17年3月(平成7~17年調査結果)

耐震性を満たす建築物計算式

ア: 13棟
 $5 \times 0.3622 + 7 \times 0.6324 + 7 = 13.24$
 イ: 5棟
 $7 \times 0.5373 + 2 = 5.76$
 ウ: 31棟
 $6(\text{事務所}) \times 0.5968 + 7(\text{工場}) \times 0.7643 + 23 = 31.93$
 エ: 98棟
 $59 \times 0.42 + 73 = 97.78$
 小数点切り捨て処理

表5 建物の機能別 特定建築物(民間)の現状と耐震化の現状(平成19年)

建築物の機能				棟数	割合		
特定建築物(民間)総数(法第6条第2号除く)				196 棟	100%		
耐震性を満たす建築物				146 棟	74%		
耐震性が不十分な建築物				50 棟	26%		
ア. 応急対策上、地域の拠点となる建築物 (学校、病院、診療所)				19 棟			
昭和57年以降建築	7 棟	37%	耐震性を満たす建築物	13 棟	68%		
昭和56年以前建築							
耐震性を満たすと判断される割合 病院 63.24% 学校 36.22%			12 棟	63%	耐震性が不十分な建築物	6 棟	32%
イ. 不特定多数の者が利用する建築物 (百貨店、マーケット、物販店、ホテル、旅館)				9 棟			
昭和57年以降建築	2 棟	22%	耐震性を満たす建築物	5 棟	56%		
昭和56年以前建築							
耐震性を満たすと判断される割合 物販店 53.73%			7 棟	78%	耐震性が不十分な建築物	4 棟	44%
ウ. 一般建築物 (事務所、老人ホーム、工場、その他)				36 棟			
昭和57年以降建築	23 棟	64%	耐震性を満たす建築物	31 棟	86%		
昭和56年以前建築							
耐震性を満たすと判断される割合 事務所 59.68% 工場 76.43%			13 棟	36%	耐震性が不十分な建築物	5 棟	14%
エ. 共同住宅等 (共同住宅、寄宿舍)				132 棟			
昭和57年以降建築	73 棟	55%	耐震性を満たす建築物	97 棟	73%		
昭和56年以前建築							
耐震性を満たすと判断される割合 共同住宅等 42.00%			59 棟	45%	耐震性が不十分な建築物	35 棟	27%

(4) 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物(民間)

耐震改修促進法第6条第2号に該当する建物数は、38棟あり、うち第7条第2項の対象となる建物は10棟あります。本市の臨海部は、大部分が石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条に定める特別防災区域に指定されており、同区域に係る、防災対策は同法第31条に基づく「大阪府石油コンビナート等防災計画」により、同計画と本計画が十分機能するよう調整を図り耐震化を進めていく必要があります。

また、今後大阪府及び防災関係機関と連携し、石油コンビナート等災害防止法に定める危険物を貯蔵、取り扱う事業所等に対し、事業所の態様に応じた対策を講じるよう指導していきます。

(5) 避難路沿道特定建築物の把握(民間)

耐震改修促進法第6条第3号に該当する建物数は315棟であり、うち昭和56年以前の建物については、47棟(12%)あります。これらの建物については、耐震化を進めるべく、所管行政庁より指示・指導を受ける対象となります。

3. 市有建築物の耐震化の現状

平成19年現在、本市における市有建築物は130棟です。内訳としては、昭和57年以降建築もしくは耐震改修済みのものが、42棟(32%)、昭和56年以前建築のものが88棟(68%)となっており、うち耐震改修促進法7条第2項に基づく指示対象の建築物は、20棟(15%)です。

市有建築物の棟数につきましては、小中学校などは、建物毎に増改築等により構造が違えば分けてカウントしていることから、一校舎一棟という考え方をしておりません。上記により把握をした結果、市有建築物の総数は130棟であり、これら全てについて耐震改修計画を考慮していきます。

表6 市有建築物の耐震化の現状

(単位:棟)

法	用途	市有建築物計	昭和56年以前建築		昭和57年以降建築
			うち7条2項対象		
法第6条第1号	幼稚園、保育所	19	15	2	4
	小学校、中学校	55	51	15	4
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム等	1	0	0	1
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター等	4	2	0	2
	上記以外の学校	1	1	-	0
	ボーリング場、スケート場、水泳場等	7	4	0	3
	病院、診療所	2	0	0	2
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0
	集会場、公会堂	15	6	1	9
	展示場	0	0	0	0
	卸売市場	0	0	-	0
	共同住宅(賃貸)	5	0	-	5
	事務所	3	1	-	2
	博物館、美術館、図書館	1	1	1	0
	公衆浴場	0	0	0	0
	工場	0	0	-	0
	車両の停車場、又は船舶もしくは航空機の発着場を構成する建築物等	0	0	0	0
	自動車庫、その他の自動車、自転車の停留又は駐車施設	0	0	0	0
	保健所、税務署、その他公益施設	15	5	1	10
	体育館	2	2	0	0
合計		130 (100%)	88 (68%)	20 (15%)	42 (32%)

【 3 】耐震化の目標設定

1. 住宅の耐震化の目標設定（住宅：府有、市有、民間全て含む）

（ 1 ）住宅の耐震化の目標

住宅について、現状の 70%を平成 27 年度に 90%に引き上げることを目標とします。

		平成19(2007)年度	平成27(2015)年度		
			傾向から見た推計値	目標値(9割)	
市全域	住宅	総数 22,446戸 耐震性を満たす 15,773戸(70%) 耐震性が不十分 6,673戸(30%)	総数 22,991戸 耐震性を満たす 17,819戸(78%) 耐震性が不十分 5,172戸(22%)	総数 22,991戸 耐震化目標 20,692戸(90%) 目標達成のための 耐震化戸数 2,873戸	
		建て方別内訳	総数 11,671戸 耐震性を満たす 7,368戸(63%) 耐震性が不十分 4,303戸(37%)	総数 13,272戸 耐震性を満たす 9,885戸(74%) 耐震性が不十分 3,387戸(26%)	総数 13,272戸 耐震化目標 11,945戸(90%) 目標達成のための 耐震化戸数 2,060戸
			総数 10,775戸 耐震性を満たす 8,405戸(78%) 耐震性が不十分 2,370戸(22%)	総数 9,719戸 耐震性を満たす 7,934戸(81%) 耐震性が不十分 1,785戸(19%)	総数 9,719戸 耐震化目標 8,747戸(90%) 目標達成のための 耐震化戸数 813戸

（ 2 ）目標達成のために必要な住宅数の推計

耐震化を促進する住宅

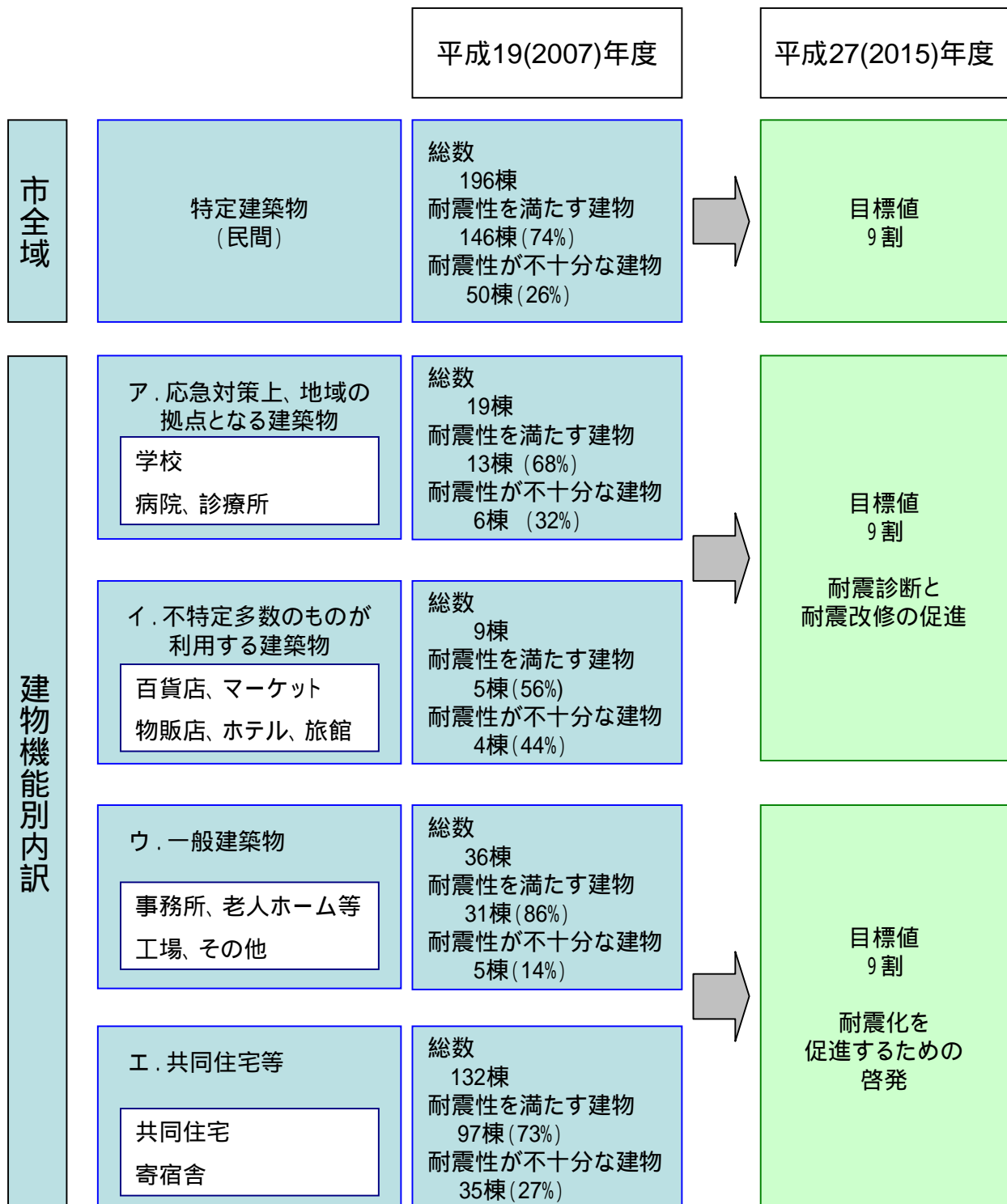
これまでの傾向(トレンド)から見ると、平成 27(2015)年度において、「9割耐震化」の目標を達成するためには、2,873戸について耐震化を促進する必要があります。

目標達成のための耐震化のスピードアップを図る住宅

本市においては、府営住宅が 969 戸あります。府営住宅については、「府営住宅ストック総合活用計画 平成 18 年度改訂版」に基づき、大阪府が計画的に建て替え事業や耐震改修に取り組むことから、共同住宅等の耐震化は達成するものと考えられます。従って特に木造戸建て住宅 2,060 戸について重点的に耐震化を促進する必要があります。

2. 特定建築物（民間）の耐震化の目標設定

民間特定建築物について、現状 74%を平成 27 年度に 90%に引き上げることを目標とします。



昭和 56 年以前の建築物の耐震性の有無については、大阪府特定建築物耐震診断・改修進行管理業務（H16 年度）におけるアンケート結果を参考に推計しました。

3. 市有建築物の耐震化の目標設定

(1) 市有建築物の耐震化についての取り組み

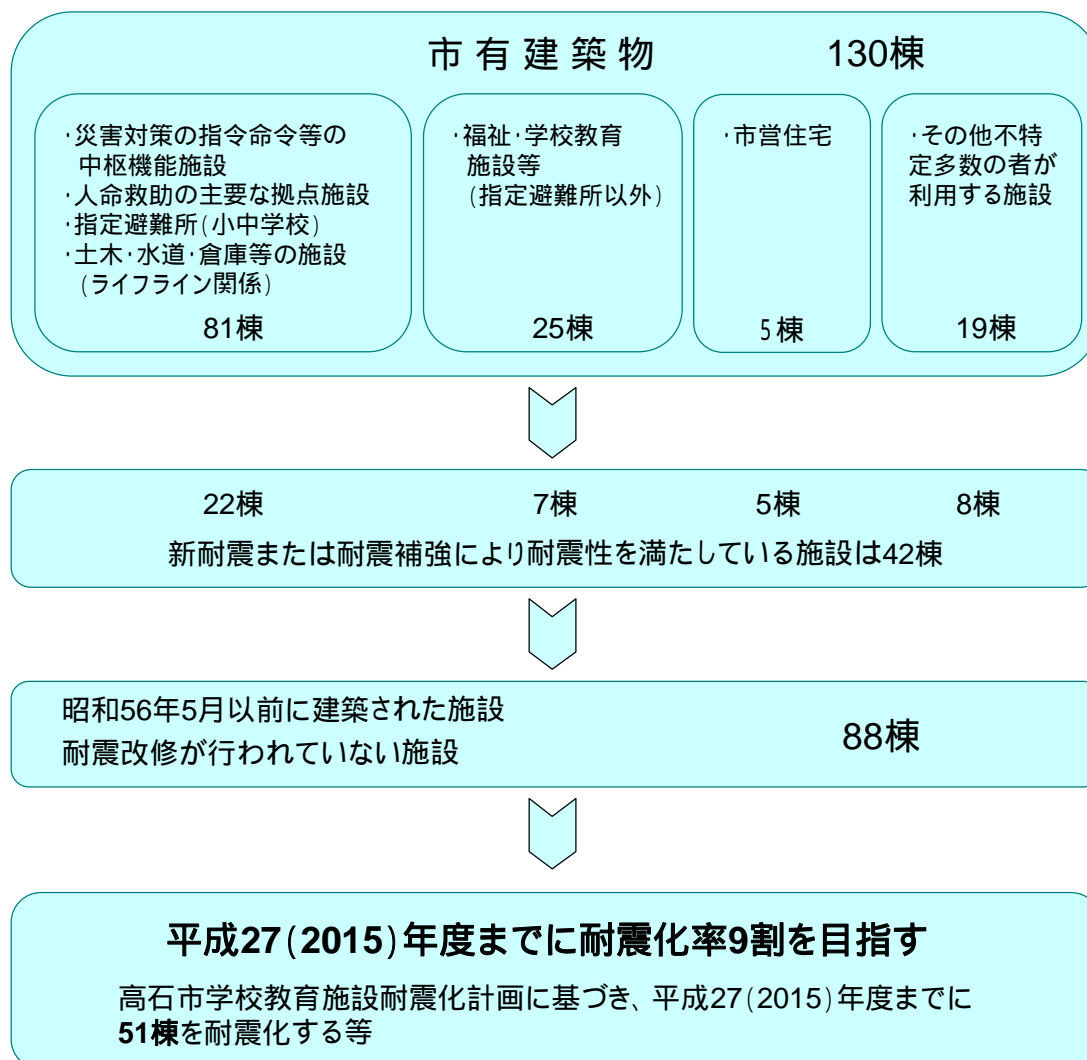
市有建築物について、平成27年度の耐震化率の目標値を9割とします。

市有財産の有効活用の観点から、長期的な活用を図る建築物については、耐震改修で、老朽化や機能面等から長期的活用が難しい建築物については、建て替え等により耐震化を推進します。また、施設の統廃合や財政状況を踏まえ、耐震化を進めていきます。

なお、小中学校の施設については、児童・生徒の安全を確保することはもとより、地震等災害発生時に地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、その耐震化は極めて重要です。このため、平成27年度までに施設の耐震化を計画的に進めます。

耐震化対策の対象とする市有建築物については、その建築物の用途機能から以下のように分類しました。

- ア. 災害対策の指令命令等の中枢機能施設（市役所等）
- イ. 人命救助の主要な拠点施設
- ウ. 指定避難所（小中学校等）
- エ. 土木・水道・倉庫等の施設（ライフライン関係）
- オ. 福祉・学校教育施設等（指定避難所以外）
- カ. 市営住宅
- キ. その他・不特定多数の者が利用する施設（指定避難所以外の公民館、集会所等）



(2) 小中学校についての耐震化の取り組み

小中学校については表7の耐震化計画に沿って実施していきます。

表7 学校教育施設耐震化計画

区分	合計	A				B			C	
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
全施設面積(m ²)	68,218									
耐震化面積(m ²)	62,739		608	7,057	6,520	8,277	10,784	13,116	8,888	7,399
耐震化率(%)			9.1%	16.4%	23.6%	32.7%	45.5%	63.6%	80.0%	100.0%
耐震化が必要な棟数(棟)			9		22			20		

耐震化率：(昭和57年以降の棟数 + 耐震改修済の棟数) / 全棟数

実施区分

A：平成20～22年度：避難施設等として耐震化が急がれるもの

B：平成23～25年度：総合点（建築年度、耐震診断の結果、従前の改修履歴、災害時の避難施設）が高いもの又は普通教室等の使用状況から耐震化が急がれるもの

C：平成26～27年度：上記A・B区分以外のもの

第3章 耐震化を推進するための施策に関する事項

【1】施策の取り組み方針

本計画では、住宅・建築物の所有者等が耐震対策を自らの問題として捉え、自主的に耐震化に取り組むことを基本としています。市は、その取り組みを支援する観点から、市民の「生命・財産」を守ることを第一と考え、市民が安心して耐震診断・耐震改修を行うことができるようにするための情報提供や負担を軽減する仕組みづくり、及び耐震化に関する啓発及び知識の普及方策等必要な施策を考えていきます。

本市において耐震化の目標を達成するためには、木造住宅の耐震化を推進する必要性があり、木造住宅についての耐震診断補助を平成19年8月より開始しております。今後は耐震化を進めるための支援制度を検討します。

1. 耐震化を推進する課題

(1) 危険の認識不足

自分は大丈夫と考えている。

自ら住んでいる住宅の耐震性について、危険という認識がない。

地震発生による被害の甚大さを認識していない。

家庭の状況による認識の差がある。

- ・子育てに忙しい世帯、受験生を抱えている世帯は躊躇する傾向がある。
- ・高齢者のみの世帯の場合、補強等への意識が低い。
- ・子離れにより生活費の蓄えがあるリタイア世帯などは、耐震化への意識は高い。

(2) 耐震化の情報不足

必要性は認識しても、どこに相談したらよいかわからない。

相談先への信頼感に疑問をもっている。

簡易診断、専門家による診断、補強計画、補強のプロセスが理解しにくい。

自治体の助成制度や公庫融資制度についてその存在を知らない。

どのような工事を行って、どの程度の耐震効果が得られるかがわかりにくい。

一部の悪質業者への警戒心から、耐震技術への抵抗感をもっている。

(3) 費用や労力の負担の大きさ

必要性は認識しているが、費用負担が問題となっている。

床をはがすなどの大がかりな補強工事に対しては抵抗感が強い。

工事中の生活の不便さ、工期が長い場合の引っ越しや仮住居の確保などの手間を敬遠している。

2. 施策の基本的な考え方

危険を知る 仕組みづくり

「危険を知ること」を基本に、無認知と無関心を克服して、市民の自発的な取り組みを促し、将来的に安全な住まいづくりを促進する基盤をつくります。

認知の仕組み
教育の仕組み

安心できる 仕組みづくり

情報の共有や業者の技術力と信頼性を向上させる仕組みづくりなど、安心して耐震化できる基盤をつくります。

安心して耐震化できる仕組み
信頼できる工法・手法を普及する仕組み

経済的な負担を 軽減する 仕組みづくり

建築物所有者の費用及び労力の負担軽減につながる仕組みづくりや、支援策の検討を行います。

経済的な耐震改修につながる仕組み
資金面を支援する仕組み

安心安全な まちづくりと 耐震化への施策

ストック住宅の有効利用するという観点から、市域全体の傾向に応じた耐震化への施策の検討を図ります。

市域特性に応じた施策の展開

耐震化が進み、生命と財産が守られる住まいとまち

3. 役割分担

本市は市民等と協働し、耐震化を促進します。

(1) 建築物所有者

住宅・建築物の耐震化の促進はその所有者等が、耐震対策に向け、自発的・主体的に取り組むことを基本とします。

(2) 市

建築物所有者の支援と市有建築物の耐震改修をすすめ、市民の安心感を高めます。

- ・ 建築物所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境の整備
- ・ 建築物所有者の負担を軽減する仕組みづくりや支援策の検討
- ・ 耐震化に関する知識の普及啓発の推進

(3) 地域の自治会や自主防災組織

地域の自治会や自主防災組織は、市と連携しながら、地域の安心安全の防災まちづくりの推進に積極的に取り組み、その活動を通して、耐震改修の意義や必要性についての地域住民の意識啓発を行います。

【2】耐震化を促進する支援策の概要

1. 現在の耐震診断補助の概要（平成19年8月1日より実施）

震災に強いまちづくりを目指し、一定の条件を満たす民間建築物の耐震診断費用の一部を高石市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱に基づき補助します。

対象建築物

【所在・所有】高石市内に存する民間建築物（木造住宅）

【建築時期】原則として、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建築物

【補助内容】

区分	補助金の額等	限度額
一戸建て住宅、併用住宅	耐震診断費用の9/10以内、ただし、一戸あたり45,000円または、1,000円（床面積1㎡あたり）のいずれか低い額とする。	45,000円
長屋住宅及び共同住宅	各戸ごとに一戸建て住宅に係る補助金の算定をし、当該算定した額の合計金額とする。	300,000円

1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とします。

2. 新たな支援制度の概要

耐震性が不十分な住宅の割合が高く、特に木造住宅を中心に耐震化を促進するための、支援制度を検討します。

【 3 】耐震改修しやすい環境整備

1 . 相談しやすい窓口の整備

耐震診断・耐震改修の相談業務は、大阪建築物震災対策推進協議会の活動の一環として、(財)大阪建築防災センターで実施しています。

- ・電話相談(無料): 随時対応
- ・来所相談(無料): 毎月第2・第4月曜日

しかし、大阪建築防災センターは遠方の相談者にとっては不便なため、地域施設等を活用して、定期的に耐震診断・耐震改修相談会を実施することを検討しています。また電子メールによる耐震診断・耐震改修の相談体制整備を検討しています。

2 . 安心して耐震改修できる仕組みづくり

(1) 住宅リフォームマイスター制度の活用

住宅リフォームと耐震改修を同時に行うことが効果的である一方で、近年は悪質リフォーム等の問題が発生しています。そこで、大阪府の「住宅リフォームマイスター制度」との連携により、本市の相談窓口において、リフォーム業者の情報を入手できるような仕組みづくりを進めます。

「住宅リフォームマイスター制度」とは、大阪府民が安心して住宅リフォームを行うことができるよう、信頼性の高い事業者の情報を提供する制度です。大阪府が指定した非営利団体(マイスター登録団体)が、一定の基準を満たす事業者(マイスター事業者)を案内・紹介するものです。マイスター登録団体の一覧及び連絡先は、大阪府のホームページや大阪府・本市に設置している名簿で確認することができます。リフォームの内容等技術的な助言のほか、不必要なリフォームを契約してしまった際の「クーリング・オフ制度」や「成年後見制度」など相談体制も充実しています。

(2) 「大阪府分譲マンション管理・建替サポートシステム」の活用

分譲マンションにおいて修繕・改修を行う場合の制度として、「大阪府分譲マンション管理・建替サポートシステム」における相談アドバイザーや実務アドバイザー派遣があります。このような制度の活用を紹介することで、耐震診断・耐震改修を促進します。

「大阪府分譲マンション管理・建替サポートシステム」は大阪府分譲マンション管理・建替サポートシステム推進協議会(大阪府が中心となって、府下の市町村や関係団体で構成されています)が運営しているシステムで、これにより、分譲マンションの管理組合の方を対象に、修繕・改修・建替えに関して、ケースに合わせてさまざまな角度からサポートすることができます。

3 . 信頼できる経済的な耐震改修工法・手法の普及

「情報の公開」が、普及・啓発計画の第一歩であると考えます。そこで、住宅の構法に応じた計算法による耐震改修、また、部分的又は簡易な耐震改修等の事例や、工事内容・工事費用・工事期間・改修効果など、これから耐震改修を検討しようとする建築物所有者にとって有効な情報を提供するよう努めます。

一方、工事費用を軽減できる手法として、リフォームにあわせた耐震改修や、建築物全体の耐震改修が困難な場合は部分的又は簡易な耐震改修についても情報提供することで耐震改修の促進を図ります。

(1) 住宅の構法に応じた計算法による耐震改修

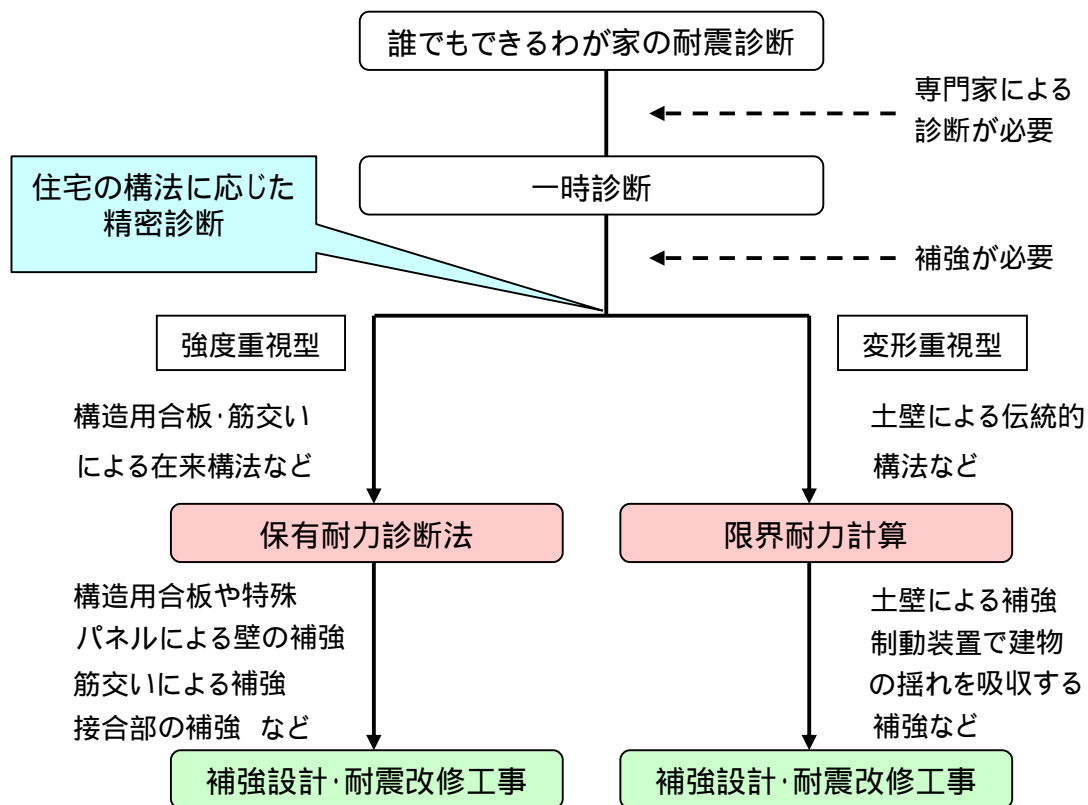
耐震診断・耐震改修にあたっては、下図のような手順が想定されます。「誰でもできるわが家の耐震診断」の普及に努め、耐震改修に関する啓発を行うとともに、「一般診断」により耐震補強等の必要性を判定します。

特に、木造建築物については、伝統的構法や在来構法など構造特性の違いにより耐震性能も異なります。

このため、補強の必要性が高いものについては、その住宅の構法に応じた計算法により、「精密診断」を行い、補強設計を実施します。

この様な、住宅の構法に応じた計算法による補強設計を行うことにより、経済的な耐震改修を推進することが可能です。

耐震診断・耐震改修のフロー（「大阪府住宅・建築物耐震 10 年戦略プラン」より）



(2) 信頼できる耐震改修工法の事例

壁の補強や、基礎の補強、屋根の軽量化といった従来の方法による補強方法だけでなく、近年、耐震改修における様々な技術開発が行われています。特に、木造建築物について、有効な耐震診断手法や耐震改修工法が他の構造に比較して確立されていないとも言われており、大阪府では代表的な補強方法について大阪府民が耐震改修する際の有効な情報提供を行うことを検討しており、本市でもその情報を提供できるよう努めます。

(3) 経済的な耐震改修等の方策

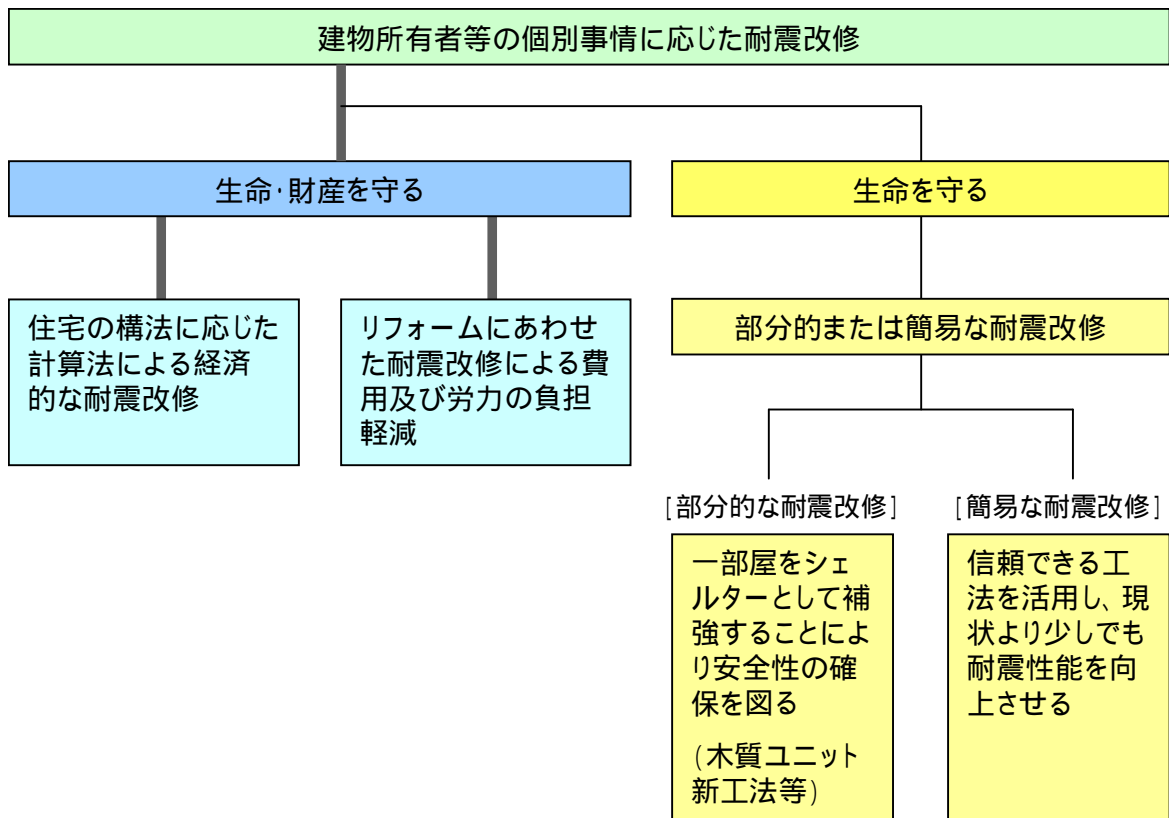
耐震改修を実施する際、建築物所有者等と設計者及び施工業者が相談し、建築物所有者等が改修内容などを十分理解したうえで、以下の様な個々の事情に応じた改修を行うことが重要になります。本市は、大阪府との連携を図り、市民と協働して以下の情報提供に努めます。

- ・戸建や長屋などの住宅形式やライフスタイルに応じた経済的な耐震改修を促進するため、住宅の構法（在来構法、伝統的構法など）に応じた計算法の採用による経済設計や、信頼できる多様な耐震改修工法について広く周知させる。
- ・リフォーム事業者団体等と連携して、リフォームにあわせた耐震改修への誘導を促進し、木造戸建住宅においては耐震改修にかかる費用及び労力の負担を軽減する。

また、生命と財産を守るための耐震改修が基本ですが、建築物所有者等の事情により、建築物全体の耐震改修が困難な場合は、経済性と安全性についての説明責任とそれに対する理解のもとに、以下の方策を促進することとします。

建築物所有者の「生命だけは守りたい」という意向を受け、建築物倒壊による生命の危険を現状より低減するための部分的又は簡易な耐震改修を紹介します。

建築物所有者などの個別事情に応じた耐震改修の考え方
（「大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プラン」より）



【 4 】 安心安全なまちづくりと耐震化への施策

1 . 高石市の地域特性とまちづくり

市域は、内陸部と臨海部に分かれ、山や丘陵等がなく平坦地であり、大阪府の中南部に位置し、北と東は堺市、南は和泉市及び泉大津市と隣接する極めて高い交通の利便性があります。

人口は微減しているものの、世帯数は微増しており、少子高齢化へのまちづくり対策が急がれています。

都市施設については、昭和 30 年代から 40 年代後半にかけて文化施設が多く整備されており、住民の多様なニーズにあわせて、都市ストックを効果的に利用することが求められています。

祭りなどを通じて、住民の地域コミュニティが成熟してきており、地域のまちづくり活動やボランティア活動など市民の活発な社会参加を行政が支援することで、ともにまちづくりを進めていける環境があります。

2 . 市民アンケートにみる安心安全なまちづくり(都市計画マスタープラン住民アンケート調査)

- ・道路や公園、防火水槽の充実、老朽建築物の改善など個別にできるところから進める。
- ・時間がかかっても、総合的に市街地の防災性の向上を進める。
- ・避難や救助のための道路整備をする。
- ・公園などの公共施設を改善し、避難場所としての機能充実を進める。

3 . 耐震化を推進するためのまちづくり

(1) 道路整備と住宅

避難路・緊急輸送道路沿道に限らず、一定規模以上の建物の建て替え時には、道路幅員等を指導し、整備を進めるよう努めます。

(2) ストック住宅の有効利用

現在、市営住宅は耐震性を満たしていますが、多様な住宅ニーズに対応できる住宅を供給していくため、例えば民間住宅の借り上げ等による低廉な公的住宅の供給を含めた住宅の整備などを検討するとともに、安心安全な住居づくりとしての住戸改善や維持管理を通じて耐震化を進めるよう努めます。

(3) 密集している住宅地の防災性の向上

密集している住宅地においては、避難路や避難場所、公園等の確保、建築物の改修や建て替えによる耐震性・耐火性の向上を誘導する等により、防災性の向上を図ります。

(4) 民間活力の誘導、市民参加のまちづくり

子育て世帯、高齢者や障がい者等が安全で安心して住める多様な住宅を民間活力を誘導し供給するよう努めるとともに住宅改造(バリアフリー改修、リフォーム)に対する支援に努めます。本市では、地域コミュニティが成熟してきており、市民自らまちづくりについての課題に取り組もうとしていることから、行政はこれを支援し、まちづくりを通じ耐震性・耐火性の向上を誘導する等により防災性の向上を図ります。

第4章 啓発及び知識の普及に関する事項

【1】ハザードマップの作成・公表

ハザードマップは、地域住民に地震の危険度の認識を深めてもらい、耐震化促進の意識啓発を図るとともに、災害における被害を最小限に食い止めることを目的に、市が作成するもので、予想される被害の区域や程度等を地図上に明示するとともに、避難場所や危険箇所等の避難情報をわかりやすく表示するものです。作成するハザードマップは、地域の状況に応じて、地震による揺れだけでなく地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する情報も含まれます。

【2】避難地・避難路周辺における取り組み

1．避難路の指定

大規模地震の発生後、市民は避難路を通して避難地に避難することから、地震直後に避難路の通行が確保されていることは人命に関わる重要事項であり、沿道の住宅・建築物等が倒壊して、避難路を閉塞することがないように、沿道の耐震化を促進しておくことが重要です。

本市では、地域防災計画において避難路を指定しており、その沿道の住宅や、道路閉塞の可能性のある特定建築物を把握します。所管行政庁は、耐震診断・耐震改修を促進するよう所有者へ必要な指導助言を行います。

2．特に重要な緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路は、大規模地震の発生後、救助・救急・医療・消火活動・緊急物資の供給等に必要となる人員及び物資等の輸送を行う、救援・復興活動の骨格となる路線であり、避難路と同様に沿道の住宅・建築物等が倒壊して、閉塞することがないように、沿道の耐震化を促進しておくことが重要です。

3．避難路・広域避難地周辺の不燃化の促進

緊急輸送道路や避難路の機能を十分に確保するため、沿道の耐震化促進とあわせて、広域避難地周辺の不燃化促進を図ります。

【3】相談体制の整備・情報提供の充実

地域住民に身近な住宅リフォームの相談窓口を紹介するとともに、耐震診断・耐震改修等に関する普及啓発活動に努めます。

【4】パンフレット等の活用

建物の耐震に対する意識向上や耐震診断、耐震改修の実施を促すため、建築物の所有者及び建築技術者向けのパンフレットを提供します。

【 5 】リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅リフォームに関する相談窓口を紹介します。(大阪府 リフォームに関する各種制度・相談窓口)

リフォーム事業者等との連携のもと、住宅設備のリフォームやバリアフリー等他の目的の改修の機会に、耐震改修を併せて実施するよう誘導します。リフォーム業者については、「大阪府リフォームマイスター制度」に登録している業者を利用することにより、安心して耐震改修を実施できるよう誘導します。

増改築やリフォームにあわせて改修することが、コストや手間を軽減できるということを強調し、耐震改修の促進に努めます。

【 6 】防災教育の普及促進

小中学校等と連携して、地震についての学習の場を設けるなど、家族で避難所の確認など地震について、各家庭で子供と話し合える機会を通じて防災意識高めていただけるよう普及に努めます。

【 7 】地元組織との連携

地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の普及啓発を行うことが効果的であることを踏まえ、市が自治会等や自主防災組織と連携した「地震・防災マップづくり」等の取り組みを促進します。

本市においては、「高石市自主防災組織育成指導要綱」にもとづき、地域の自主防災組織の設立・育成を支援し、安心・安全な暮らしを守る地域社会の形成を目指します。

第5章 その他、耐震化の促進に必要な事項

【1】所管行政庁との連携に関する事項

1．耐震改修促進法による指導など

(1) 指導と公表の実施

所管行政庁は市と連携して、対象となる特定建築物の所有者に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言を実施します。

耐震診断・耐震改修の指導等の対象建築物は以下の通りです。

区分	指導・助言 (法第7条第1項)	指示 (法第7条第2項)	公表 (法第7条第3項)
対象 建築物	法第6条に定める建築物で、昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物	法第7条第2項に定める建築物で、昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物	指示を受けた所有者が正当な理由無く、その指示に従わなかった特定建築物

耐震診断・耐震改修の指導方法は以下の通りです。

指導及び助言の方法

- ・特定建築物所有者への啓発文書の送付
- ・大阪建築物震災対策推進協議会による特定建築物所有者を対象とした耐震診断・耐震改修説明会の開催

指示の方法

- ・実施すべき具体的事項を明示した指示書の交付

公表の方法

- ・広報及びホームページへの掲載

(2) 優先的に指導・助言すべき建築物の選定

災害時の救助拠点として重要な民間病院等の施設

避難路・緊急輸送道路の道路閉塞の可能性がある特定建築物

緊急性と公益性が高い建築物

2．建築基準法による勧告または命令など

(1) 勧告・命令等の実施

指示を行って、相当の猶予期間を超えてもその指示に従わなかった場合、所管行政庁は、構造体力上必要な部分の地震に対する安全性について、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物に対しては、建物所有者等に対して、建築基準法第10条に基づき、勧告または命令を行います。

【 2 】 関係団体との連携

「大阪府建築物震災対策推進協議会」は、府の建築物等の震災対策を支援するため、公共・民間の団体が連携して、既存建築物等の耐震性の向上及び、被災建築物等の応急危険度判定の体制整備を図り、府民の生命と財産を守り、災害に強い住まいとまちづくりに資することを目的として平成10年に設立されました。本市も会員となっております。

耐震診断・耐震改修相談窓口、技術者向け耐震診断・耐震改修講習会の開催や所有者向け耐震診断・耐震改修説明会の開催、被災建築物応急危険度判定士講習会による判定士の養成、ビデオ・パンフレットの作成及び配布などを主な事業内容としています。これらの事業は、民間団体の協力を得ながら実施しており、今後も関係団体と連携を図りながら、各事業に取り組んでいきます。

【 3 】 2次構造部材の安全性の向上

(1) ブロック塀の安全対策

府と連携しブロック塀の実態調査を行い、危険なブロック塀等の所有者への注意喚起を行います。特に、避難路や通学路沿いを重点的に実施するなど、優先度、危険度に応じた計画的な改善を促進します。緑の回復と保全を図るための生垣作りには、「高石市緑化推進要綱」による苗木の助成を行っており、あわせて安全な改修工法を普及促進します。

(2) 窓硝子や外壁等

窓に飛散防止フィルムを貼ること及び、外壁の改修工事による落下防止対策について普及啓発を行います。

(3) 屋外広告物

適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めます。その他、府と連携し広く屋外広告物の安全性の注意喚起を行います。

(4) 天井

不特定多数の利用する大規模空間を持つ建築物の天井は、崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を行います。

(5) エレベーターの閉じ込め防止策

パンフレット等により、建物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供を行います。

【 4 】 居住空間の安全性の確保

地震による家具の転倒などによる人的被害や、転倒した家具が障害となり、延焼火災からの避難が遅れるなど、家具の転倒による居住者被害が発生するおそれがあります。室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するためにも、「地震に備えて」「地震がおこったら」「風水害に備えて」など簡単で短い言葉とイラストで構成された注意喚起のための簡単なお知らせを市広報紙に掲載したり、ホームページ上で公開することを検討します。

(1) 家具転倒防止

家具の転倒による居住者被害等を防ぐためにも、家具固定の重要性について、パンフレット等により普及啓発を行います。

(2) 防災ベッドや耐震テーブルの活用

個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブルの活用を啓発します。

資料編

1 . 関係法令	1
(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (抜粋)	1
(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 (抜粋)	4
特定建築物の一覧表	9
(3) 建築基準法 (抜粋)	10
(4) 建築基準法施行令 (抜粋)	10
2 . 耐震改修 用語集	11

1 . 関係法令

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成 7 年法律第 123 号) (抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第四条第二項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。）の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

（特定建築物の所有者の努力）

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（第八条において「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

（指導及び助言並びに指示等）

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建

建築物

- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)(抜粋)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

- 第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。
- 2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。
 - 一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物
 - 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場十六車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 幼稚園又は保育所階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。)階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 三 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
 - 四 体育館床面積の合計が千平方メートルのもの

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
- 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

- 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあつては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬十トン
 - ロ 爆薬五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管五十万個
 - ニ 銃用雷管五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火二トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第二条第七項に規定する危険物危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類三十トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類二十立方メートル
 - 五 マッチ三百マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。）二万立方メートル
 - 七 圧縮ガス二十万立方メートル
 - 八 液化ガス二千トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）二十トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園又は小学校等
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第七条第二項第三号に掲げる特定建築物

2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物(保育所を除く。)床面積の合計が二千平方メートルのもの

- 二 幼稚園又は保育所床面積の合計が七百五十平方メートルのもの
- 三 小学校等床面積の合計が千五百平方メートルのもの
- 四 前項第十九号に掲げる特定建築物床面積の合計が五百平方メートルのもの

(報告及び立入検査)

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第三項第二号の住宅(共同住宅又は長屋に限る。)又は同項第四号の施設である建築物とする。

特定建築物の一覧表

法	政令第2条第2項	用途	法第6条の所有者の努力義務及び法第7条第1項の指導・助言対象建築物	法第7条第2項の指示対象建築物
法第6条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	第3号	学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
		第4号	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	法第6条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
	法第6条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

(3) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) (抜粋)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットフォームの上屋、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造

又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(4) 建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) (抜粋)

(勧告の対象となる建築物)

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

耐震改修 用語集

ア行

一次診断

構造耐震指標(I_s)は建物の各階の梁間及び桁行方向それぞれについて次の式により算定する。

$$I_s = E_o \times S_D \times T$$

ただし、 T 指標及び一次診断における S_D 指標については、階位置及び方向による区別をしない。

E_o : 保有性能基本指標

S_D : 形状指標

T : 経年指標

E_o 指標は延床面積壁率ならびに柱率より略算される建物の終局強度より算出される。 S_D 指標ならびに T 指標も、 E_o 指標略算法のレベルに見合った簡便法より算出される。本法は、壁の多い建物に適した簡便法で、壁の少ない建物に用いると E_o 指標が過小評価される傾向にある。

I_s 値

I_s 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値。

一般的な I_s 値の目安は以下の通り（旧建設省告示より）

I_s 値 0.3 未満.....破壊する危険性が高い

I_s 値 0.3 以上 0.6 未満.....破壊する危険性がある

I_s 値 0.6 以上.....破壊する危険性が低い

上町断層帯

大阪府を南北に貫く活断層である。大阪府北部の豊中市から大阪市内の上町台地の西の端を通り、大阪府南部の岸和田市にまで続く。長さは約 40 キロメートルになる。断層の東側が西側に乗り上げることで、千里丘陵や上町台地を形作った。一つの断層ではなく、大阪府北部の豊中市から吹田市までは佛念寺山断層（ぶつねんじやまだんそう）と呼ばれる。その南の大阪市内の上町断層の本体を経て、さらに南の長居断層（ながいだんそう）、大阪市を南にぬけて、和泉市や岸和田市にかけての坂本断層（さかもとだんそう）、久米田池断層（くめだいけだんそう）と続く。このほかにも平行して、いくつかの派生した褶曲があり、すべてをあわせて上町断層帯とも呼ぶ。上町断層帯地震 B とは主に大府中南部で強い揺れを想定されるケースをさす。

中央構造線断層帯

紀伊半島中央部を東西に横断する。伊勢二見浦の夫婦岩や、和歌山の和歌浦の岩石は三波川変成岩。領家変成岩や花崗岩は、生駒山や金剛山をつくり、瀬戸内海にかけてよく露出している。

しかし、奈良県五條から西では内帯の中央構造線沿いは白亜紀の断層活動で陥没して堆積した和泉層群に覆われ、紀伊半島中央部から四国にかけての中央構造線は、和泉層群と三波川変成岩の境界断層になる。和泉層群は和歌山市の加太海岸でよく見られる。松阪市粥見から西の櫛田川や、紀ノ川の川床には三波川変成岩が露出しており、中央構造線はその北岸を通っている。

その北方には現在の地形を食い違わしている活断層が見られる。活断層としての中央構造線は、高見峠より東の三重県側はあまり活発な活動をしていないが、奈良県以西は 1,000 年間に 5m 程度動いてい

る非常に活発な活断層である。活断層上に古くから有名な根来寺があるが大地震の記録は無く、前回の地震発生からかなりの時間が経過し、地震を発生するエネルギーが蓄積されていると思われる。地震調査研究推進本部によれば、金剛山地東縁から和泉山脈南縁の和歌山市付近に至る区間が活動すると、内陸型地震としては最大級となるマグニチュード 8.0 程度の地震が発生する可能性がある。

大阪府地域防災計画

府域における災害に対処し、府民の生命、身体及び財産を保護するため、大阪府が災害対策基本法に基づき策定している計画。防災に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めている。

カ行

崖崩れ

急な斜面が突然崩れ落ちることをいう。雨水や雪解け水ががけに大量にしみこんだことが原因で起きたり、地震の揺れによっておきたりする。崖崩れは、崖の土が突然大量に崩れるため、逃げ遅れた人命が失われることが多い。

活断層

岩帯または地層がせん断破壊を受け、1つの面を境に相対的にずれている場合に、その現象を断層という。互いにずれた岩帯の境界をなす不連続面を断層面という。

断層のうち、最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層を活断層という。活断層は日常的に動きつつある断層であると考えられがちであるが、毎年動いている断層は日本の陸上では確認されていない。したがって、活断層とはいつか再び動くであろうと判断されるものを呼ぶのであって、現実に活動しつつあるわけではない。ここでの「最近の地質時代」とは研究者によって多少の相違がある。

活断層によって形成される大局的な地形

横ずれ断層にともなう地形のずれを示している。縦ずれ成分をもつ活断層が活動すると、その活断層を境に土地が上下にずれる。これが繰り返されると隆起側は山地となり、沈降側は盆地・平野になる。したがって、活断層は山地と盆地・平野の境目に発達することが多い。

借上公営住宅

民間の建築主が建設した賃貸住宅を府又は市町村が借上げ、公営住宅としたもの。

居住住宅数

通常（日常）人が住んでいる住宅のことで、空家や一時居住者住宅（通常居住しているものがない住宅）は除く。

限界耐力計算

建築物の安全性を確認する計算方法の一つ。限界耐力計算では、地震に対して、建築物を1つの振子と仮定してゆれの程度を計算する。地震の際に許す変形（限界変形）とそのときの地震力に抵抗する建築物の限界となる耐力（限界耐力）を把握することにより、建築物の安全性を確認する。

建築物の耐震改修の促進に関する法律

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。

さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務づけられた。

広域緊急交通路

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するためにあらかじめ大阪府地域防災計画で位置づけられている道路。（概ね広域幹線道路が指定されている。）

サ行

災害に強いすまいとまちづくり促進区域

大阪府において地震時等に延焼又は建築物の倒壊等の災害の発生の可能性が高い木造密集市街地（不燃領域率が 50% 未満、昭和 55 年以前の建築物が 50% 以上、世帯密度が 50 世帯/ha 以上の全てを満たす市街地）で、早急に対策を講ずる必要のある区域として指定された約 2,400ha の区域。

在来構法

梁と柱を主体とし筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造の工法。

シェルター

住宅等の一部屋を鉄骨などで補強して、地震の際の緊急避難場所とし、建築物が倒壊した場合においても、安全な空間を確保する。

地滑り

地滑りは、地面が大きな固まりのまま、下方に向かって動き出すことを言う。地滑りの動きは普通ゆっくりで、1 日に数ミリ程度と目にみえないほどだが、突然一気に数メートル動く場合もある。地滑りは広い範囲で起こるため、家や田畑、道路、鉄道などが一度に大きな被害を受ける。

市町村耐震改修促進計画

都道府県耐震改修促進計画を受けて、各市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。

住宅・建築物の地震防災推進会議

国土交通大臣のもとに設置された会議で、住宅・建築物の耐震化に関する目標の設定、目標達成のため必要となる施策の検討、耐震改修促進法のあり方に関する検討、国民への啓発・情報提供等の推進に関する検討、地震保険の活用促進策に関する検討などを行う。

住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省(旧総務庁)統計局が 5 年ごとに実施している。

住宅需要実態調査

住宅政策の基礎的資料を得ることを目的とし、全国の普通世帯の住宅及びその周りの住環境に対する評価、住宅改善計画の有無と内容、住宅建設又は住替えの実態等を把握するために、国土交通省（旧建設省）が5年ごとに実施している。

住宅リフォームマイスター制度

府民が安心して住宅リフォームを行うことができるよう、信頼性の高い事業者の情報を提供する制度。大阪府が指定した非営利団体（マイスター登録団体）が、一定の基準を満たす事業者（マイスター事業者）を府民の依頼に応じて案内・紹介する。

新耐震

現行の耐震基準は、「新耐震基準」と呼ばれているもので、1981年（昭和56年）の大改正以降、数度の見直しが行われたもの。

昭和25年 建築基準法制定	建築基準法施行令に構造基準が定められる。 （許容応力度設計が導入される）
昭和34年 建築基準法改正	防火規定が強化 木造住宅においては、壁量規定が強化された。 床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された。
昭和46年 建築基準法 施行令改正	昭和43年の十勝沖地震を教訓に、鉄筋コンクリート造の柱のせん断補強筋規定が強化。木造住宅においては、基礎はコンクリート造又は鉄筋コンクリート造の布基礎とする。風圧力に対し、見附面積に応じた必要壁量の規定が設けられた。
昭和56年 建築基準法 施行令改正	新耐震基準 昭和53年の宮城県沖地震後、耐震設計基準が大幅に改正され、新耐震設計基準が誕生した。この、新耐震設計基準による建築物は、阪神大震災においても被害は少なかったとされている。これを境に、「昭和56年5月以前の耐震基準の建物」や「昭和56年6月以降の新耐震基準による建物」といった表現がされるようになる。木造住宅においては、壁量規定の見直しが行われた構造用合板や石膏ボード等の面材を張った壁などが追加され、床面積あたりの必要壁長さや、軸組の種類・倍率が改定された。
昭和62年 建築基準法改正	準防火地域での木造3階建ての建築が可能となる。
平成7年 建築基準法改正	接合金物等の奨励。
平成7年 建物の耐震改修に関する法律（耐震改修促進法）制定	平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震改修を促進させるために制度化された法律。
平成12年 建築基準法 改正	一般構造に関する基準の性能規定化や構造強度に係る基準の整備、防火に関する基準の性能規定化等が行われる。 木造住宅においては 1) 地耐力に応じて基礎を特定。地盤調査が事実上義務化。 2) 構造材とその場所に応じて継手・仕口の仕様を特定。 3) 耐力壁の配置にバランス計算。 が必要となる。

震度

震度（しんど）とは、ある地点における地震の揺れの程度を表した指標である。数個から十数個の階級（レベル）で表す震度階級（震度階とも）を使うことが多い。震度階級にはいくつか種類があるが、現在の日本では気象庁震度階級が使われており、一般的にこれを「震度」と呼ぶ。

震度及び計測震度

震度、計測震度の対応は以下のとおりである。

震度階	計測震度	解 説
震度 0	~0.5	人は揺れを感じない。
震度 1	0.5~1.5	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。
震度 2	1.5~2.5	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、眠っている人の一部も目を覚ます。電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。
震度 3	2.5~3.5	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、恐怖感を覚える人もいる。棚にある食器類が、音をたてることがある。
震度 4	3.5~4.5	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立て、座りの悪い置物が倒れることがある。
震度 5 弱	4.5~5.0	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。座りの悪い置物の多くが倒れ、窓ガラスが割れておちることがある。
震度 5 強	5.0~5.5	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。テレビが台から落ちることがある。補強されていないブロック塀の多くが崩れ、多くの墓石が倒れる。
震度 6 弱	5.5~6.0	立っている事が困難になる。かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。耐震性の低い木造建物では倒壊するものもある。地割れ・山崩れなどが発生することがある。
震度 6 強	6.0~6.5	立っている事ができず、はわないと動く事が出来ない。多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。耐震性の低い鉄筋コンクリート造建物では倒壊するものがある。地割れや山崩れなどが発生することがある。
震度 7	6.5~	揺れに翻弄され、自分の意志で行動できない。耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

筋交い

四角形の軸組の中に対角線上に配置され、耐震要素となっている部材。端部を接合金物等により周囲の軸組と連結させることが重要である。

精密診断

補強の必要性が高いものについて、建築物の内外装の一部をはがした上での詳細な現地調査にもとづき、耐震改修の最終的な判断に利用するもの。診断を行うには、やや高度な建築に関する知識、経験が必要となる。

また、耐震改修により補強を行う場合の補強計画の効果を判断する際にも用いられる。

全壊

改築しなければ居住できないもの。改築した場合、建替えと同程度の費用を要すると思われるもの。柱、軸組等が垂直水平から相当ずれて修復が不可能なもの。建物土台の位置が従前よりずれているもの。陥没等により建物全体が傾斜し、修復が不可能なもの。

全壊率（％）

全壊棟数 / 全棟数 × 100

層間変形角

建築物が地震などにより横方向の力を受けて変形したときの、変形の度合いを表す指標。ある階の床の変位と直上階の床の変位との差を階高で割った値を層間変形角という。

タ行

耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと。

耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

耐震テーブル

普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができる。

誰でもできるわが家の耐震診断

木造住宅の耐震診断・耐震改修を推進するため、住宅の所有者、居住者が簡単に行える診断方法。住宅の所有者等が自ら診断することにより、耐震に関する意識の向上・知識の習得ができるように配慮されており、より専門的な診断につなげられるように作成されている。

断層の種類

地層や岩石の割れ目に沿って両側の岩盤が上下あるいは左右にずれているところが断層である。そのずれの向きによって「縦ずれ断層」と「横ずれ断層」にわけられる。

縦ずれ断層は、断層の傾斜方向（上下方向）に沿って主に上下にずれているもので、「正断層」と「逆断層」がある。正断層は断層をはさんで上側にある岩盤が下へ動いたものであり、岩盤中に左右に引っ張る力が働いている地域に多くみられる。逆断層は上側の岩盤がずり上がったもので、左右から圧縮する力が働いている地域に多くみられる。

横ずれ断層は岩盤が水平にずれた場合の断層である。断層の一方の地上に立ってみたとき、向かい側の岩盤が右横にずれたときは「右横ずれ断層」、左向きにずれたときは「左横ずれ断層」である。

地区計画

地区計画（ちくけいかく）とは、都市計画法に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしい目標や地区の整備、開発及び保全の方針を定める計画である。

中央防災会議

中央防災会議とは、内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、内閣総理大臣、防災担当大臣の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議（防災の基本方針、防災に関する施策の総合調整、災害緊急事態の布告等）、防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見具申等の役割がある。

直下型地震

陸地のある場所からみて、その直下または直下付近で発生する浅発地震。通常、その直上の都市などに大きな被害を及ぼす。これはマスコミが作った用語ともいわれており、科学技術省地震調査推進本部によると、地震は「活断層による地震」と「海溝型地震」に大分類されると言われている。

出前講座

府民が参加する集会等に、府や市町村の職員等が出向いて、希望のテーマについて行政の施策や事業などを説明、意見交換等を行う。行政に対する理解を得るとともに、コミュニケーションを図り行政の施策に生かしていこうとするもの。

伝統的工法

近世の農家・町家などに用いられている、日本の伝統的技術が生かされた構法。地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な工法として発展してきた。土壁が基本で、貫や差し鴨居等が多く用いられている。

東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震のこと。

「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震のことをいう。東南海・南海地震はこれまで過去に 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている。

特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場及び、地震により倒壊し道路を閉塞させる建築物のこと。

都市計画マスタープラン

1992 年（平成 4 年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第 18 条の 2）のことである（略して「都市マス」または「市町村マス」）。単にマスタープランと呼ばれることもある。都市計画マスタープランは、「都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、個別具体の都市計画の指針として地区別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするもので市町村が定めることになっている。

土石流

土石流とは、山や谷の土砂が大雨などで崩れ、水と混じって猛烈な勢いでふもとに向かって流れてく

る現象。土石流はたいてい大雨が原因で起こるが、地震で崩れた土が川にたくさん入ったり、雪解け水が土砂と混じったりして起こることもある。また、火山の噴火のあと、つもった火山灰に雨が降って起こる土石流もある。

ナ行

八行

ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。地震被害予測図、地すべり危険区域マップ・液状化予測図等、それぞれの災害の種類に応じて策定されている。過去にあった災害の解析に基づき、地形・地質・植生・土地利用などの条件により危険度を判定し、通常は危険度のランク付けがなされている。

バリアフリー改修

建築物改修において、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取付け、床の段差の解消、床表面の滑り止め化など、高齢者や障がい者に配慮した修繕等を行うこと。

半壊

大修理をしなければ居住できないが、建替えをしなくとも居住可能なもの。

住居の主要構造部（壁、柱、はり、屋根または階段等）に大きな被害（外壁部の大規模なひび割れや損傷、出入口・窓および屋根瓦の大きなずれ・落下等）があるが、柱や軸組等に修復が不可能なずれ等が見られないものであって、住居の主要構造部の修繕費用が新築家屋の費用（時値）の2割程度以上のもので全壊を除くもの。

被害率（％）

$(\text{全壊棟数} + \text{半壊棟数} \div 2) \div \text{全棟数} \times 100$

被災建築物応急危険度判定士講習会

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止することを目的とした被災建築物の応急危険度判定制度において、その判定士を養成するために行う講習会。

ピロティ形式

建築物を柱だけで支え、壁のない階をもった建築物をピロティ形式と呼ぶ。多くの場合は、駐車場や駐輪場として利用している。また、1階部分が自由に通り抜けできるようになった建築スタイルのことも「ピロティ」と称する。

不燃領域率

地域内における道路、公園などのオープンスペースや燃えにくい建築物が占める割合を基に算出するもので、まちの燃えにくさを表す指標。不燃領域率が70%で、焼失率はほぼゼロとなる。

プレハブ工法

あらかじめ工場生産された部材（骨組、床、壁、天井）を、現場に運んで建てる工法。構造の基本的な考え方は、一般の工法と同じだが、現場での施工性を向上させるために、メーカー毎に構造の安全性、耐火性、耐久性などの、公的な認定を受けている。

変形能力

建築物の粘り強さであり、地震力を繰返し受けた場合に、構造物が安定して地震時に保有水平耐力を保持して変形できる性能をいう。

防災ベッド

就寝中に地震により家屋が倒壊しても、生命を守ることができる安全な空間を確保することを目的とした、鋼製の防護フレーム等が取り付けられているベッド。

補強設計

耐震診断の結果を受け、どのように補強するか設計・構造計算をすること。

保有耐力診断法

建築物の安全性を確認する計算方法の一つ。地震が発生すると建築物が揺れるが、この建築物を揺らす水平方向の力を「地震力」と呼ぶ。この地震力に抵抗する建築物の限界となる耐力を「保有水平耐力」と呼び、「保有水平耐力」が「地震力」を上まわれれば建築物は倒壊しないという考えに基づき建築物の安全性を確認する計算方法。

マ行

木造枠組壁構法

木造軸組工法が柱や梁という線で組み立てていくのに対して、パネルなどの面で構成させる工法で、格子状に組まれた木材からなる壁パネルや床パネルにより、面で支える構造が特徴である。

ヤ行

ラ行

ラーメン構造

地震力・風圧力など水平外力を柱と梁のみで受け止める構造で、間口方向、桁行方向ともに筋交いや耐力壁を必要としない構造。開口部や間仕切りの位置や大きさが、自由に設定できるというメリットがある。鉄筋コンクリート造、鉄骨造などに使われる一般的な構造。

リフォーム改修

建物の改築。耐震リフォームでは、建物の基礎の補強、壁の量(主構造壁)の増設、外壁の補強、建物のバランス調整などを行うことを言う。住宅リフォームの主なものとしては、雨漏りなどの修繕、外壁の取り替え、住宅設備(キッチン、浴室などの水周り主体)の取り替え、補修、今の住宅の床面積を増やす(これを増築と称する。)、今の住宅の床面積を増やさずに中の間取りを変える(これを改築と称する。)、省エネルギー性能の強化(ペアガラスサッシなど)、耐震性の強化(補強工事など)、バリアフリー対応化他が挙げられる。

高石市耐震改修促進計画

発行 平成 20 年 3 月

高石市

〒592-8585 高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号

電話：072-265-1001（代表）

編集 総務部 環境保全課